

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の
制定について（概要）

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」は、平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「従前の通知」という。）にてお示ししてきたところであるが、こども家庭庁に移管されたことに伴い、こども家庭庁成育局長通知（以下「本通知」という。）として新規発出するものである。

従前の通知からの変更点について

（１）保育サービス内容等の掲示

- 令和5年6月に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）において、各制度で、認定証や標識等について書面で掲示すること等を義務付けている規制については、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする改正（「書面掲示規制」の見直し）を行い、認可外保育施設における保育サービス内容等の書面掲示に係る規定（児童福祉法第59条の2の2）も改正されるところ（令和6年4月1日施行）。
- 本通知においても、認可外保育施設における保育サービス内容等の掲示に関する基準が設けられているところ、当該基準について、利用者の見やすいところに掲示することに加え、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することとする変更を加える。

（２）自動車を運行する場合の所在確認のための装置の装備

- 令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、同年10月に取りまとめられた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」において、保育所や認定こども園、認可外保育施設等に対して、令和5年4月から以下①②を義務付けること、そのうち②については、1年間の経過措置を設け、安全装置を装備するまでの間は、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を可とすることが盛り込まれた。
 - ①降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認
 - ②送迎用バスへの安全装置の装備（居宅訪問型保育事業等は除く。）
- 今般、上記②に係る経過措置の期限を迎え、令和6年4月から、認可外保

育施設について、居宅訪問型保育事業である場合を除いて送迎バスの安全装置の装備が義務付けられることから、認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）の基準として、送迎用バスへの安全装置の装備の項目を追加する変更を加える。

（３）認可外の居宅訪問型保育事業者の研修修了要件に係る新型コロナウイルス感染症に伴う経過措置の廃止

- 本通知には、認可外の居宅訪問型保育事業者であって複数の保育従事者を雇用している場合、その雇用する保育従事者について、「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること」との基準が設けられている。
- この基準に関し、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、当該基準を満たすかどうかの判定を行うものとしていたところ（以下「コロナ特例」という。令和2年10月以降。）。
- コロナ特例については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたこと等を踏まえて、令和6年3月31日をもって廃止する予定である旨を、令和5年4月に、都道府県等及び事業者に対して周知していたところ、今般、本通知においてコロナ特例を削除する変更を加える。

（４）利用者への書面交付事項（施設の管理者の住所）

- 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第49条の6第2号において、認可外保育施設を利用する契約が成立した際に設置者から利用者へ交付する書面の記載事項の一つとして、施設の管理者の住所が規定されている。
- 今般、令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、施設の管理者の住所については、利用者にとって特段必要な情報ではないことから、

書面交付事項から削除すべきとの提案が寄せられたところ、当該提案に対する対応方針については、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

- これを踏まえて、地方公共団体へのアンケート調査を実施した結果、書面交付事項から、施設の管理者の住所を削除しても問題ないことが確認できたため、規則第49条の6第2号について、当該事項を削除する改正を行うこととしたことから、本通知についても同様の変更を加える。

（５）その他所要の変更を加える。

施行日

令和6年4月1日